

見積金額算出仮定条件

1 仮定条件

本市において、市民向け住宅リフォーム助成事業を実施し、助成金をデジタル商品券として交付することとする。

助成事業の内容

(1)実施主体及び運営主体

この事業の実施主体は山口市とし、事業の運営は市内事業者(以下、「運営事業者」とする。)に委託する。

(2)助成金の額

助成金の額は、リフォームに要した費用の15%とする。

なお、助成金の総額は150,000千円とし、上限に達した時点で助成は終了とする。

(3)助成金の交付

運営事業者は、(2)の定めにより算定した助成金額と同額の市内加盟店で利用可能なデジタル商品券を助成対象者に交付する。

(4)その他

a 助成に係る市民への手続きの案内、申請受付、審査、交付決定、助成金額の算出及びシステム上での助成対象者への助成金交付は、運営事業者が実施する。

b 助成金の交付件数は1,000件(デジタル商品券利用者数1,000人)とする。

c 市内加盟店数は1,000店舗とする。

2 見積書の作成

上記1に示す助成事業を実施する際の見積書を下記の通り3枚に分けて作成すること

見積書1 構築に係る費用

① 助成事業が実施可能なデジタル商品券等発行・管理システム構築に係る経費

併せて、想定される構築に要する期間を示すこと。(提案書に記載している場合は、該当ページの番号を示す形で可。)

なお、構築するシステムは、参加資格を満たしていること。

見積書2 運用保守に係る費用

② システムの運用保守に係る経費(12か月分(R5.4月~R6.3月))

③ 商品券付与(発行)に係る手数料

④ 加盟店への精算に係る経費(月2回)

⑤ 加盟店および利用者からのシステムに関する問い合わせ対応に係る経費

見積書3 参考

⑥ QRコード台紙等加盟店店頭において決済に必要となる物品の一括作成費用

3 見積書作成における注意点

- ・ 山口市長宛てとし、見積書の件名は、「山口市デジタル商品券等共通プラットフォーム構築に係る提案公募審査のための見積書〇」(〇は1~3のいずれかの番号)とする。
- ・ 評価基準「3 費用」の評価対象とするのは、見積書1及び2のみとする。
- ・ ①~⑥の各項目の明細、単価等が分かるよう記載すること。
- ・ ①~⑥の他に提供可能なサービスがあれば、見積書3に記載すること。
- ・ 業務を部分的に第三者へ委託することも可能とするが、その場合、見積書上で第三者へ委託することが分かるような記載を行うこと。